

## スポンサー企業に課された新たな報告義務とコスト削減の機会

### 概要

オーストラリア連邦移民・市民権省(同省)によるいくつかの規則変更により、海外の従業員のスポンサーとなる企業には、新たな報告義務とコスト削減の機会が生じています。

新規則は 2009 年 9 月 14 日に発効しますが、現在及び将来のスポンサーまたは長期就労ビザ(サブクラス 457)制度の利用者全員に影響を及ぼします。

### 企業スポンサーの義務に関する主な変更点

スポンサーとなる企業には、以下が義務付けられることになります。

- ▶ 企業スポンサーの監査とモニタリングについて、調査官(以前よりも権限が拡大)に協力する。
- ▶ サブクラス 457 ビザ保有者の雇用条件が、同様の業務に就労するオーストラリアの国民または永住者の雇用条件よりも不利にならないようにする。
- ▶ 大臣またはビザ保有者により書面で請求された場合には、スポンサーしている従業員、その配偶者または被扶養者がオーストラリアを離れるための旅費を負担する。この請求には、目的国を含む旅費の詳細が明記されていなければならない。フライトは、エコノミークラスもしくは、それ以上のクラス。
- ▶ オーストラリア国民ではない違法者を発見し、退去させるために連邦政府に発生した費用を支払う。
- ▶ 指定された資料を複製可能な形式で保存し、大臣の請求があった場合には、かかる記録及び情報を指定の期限内に提供する。
- ▶ 以下を含む一定の事由が発生してから 10 日以内に移民・市民権省に情報を提供する:
  - ▶ 新たな取締役または共同経営者の任命
  - ▶ サブクラス 457 ビザ保有者の雇用終了
  - ▶ 企業の法的組織体制の変更(企業が閉鎖する場合等含む)
  - ▶ 帰国用旅費の支給
  - ▶ 管財人の管理下、破産または支払不能の宣告、事業の清算等

スポンサーシップ義務を履行していないとされるスポンサーに対して、今回初めて金銭的な罰則が導入されました。

- ▶ スポンサーを受ける本人が承認された職業以外の職業に就業しない旨の確認。
- ▶ 採用に関する費用等、以前はスポンサーを受ける従業員またはその配偶者/被扶養者から回収することができた費用の一部を支払う。これには、移住エージェントの費用や、認可スポンサーになるための関連費用が含まれる。

### スポンサーが公共医療費を負担する要件の廃止

スポンサーは、スポンサーをしている従業員が公立病院で治療を受ける場合の医療費や入院費を負担する必要がなくなります。457 ビザの保有者は、オーストラリアでの滞在中、自費で健康保険に加入することが求められるようになりました。現行のビザ保有者の医療費負担義務を移行するための措置はまだ発表されていません。

### スポンサーシップ義務違反に対する金銭的罰則の導入

スポンサーシップ義務を履行していないとされるスポンサーに対して、今回初めて金銭的な罰則が導入されました。本法に基づき、以前に罰金を課せられたことのあるスポンサーの場合には、罰金の額が二倍になります。大臣は引き続き、企業スポンサーシップを禁止または取り消す権限を保持しています。

### 企業スポンサーシップの認可における新基準

企業スポンサーシップの認可を求める企業はすべて、オーストラリア国民及び永住者の訓練に関連して一定の基準を満たす必要があります。企業が事業を運営して 12 ヶ月未満の場合には、この訓練基準を将来満たす旨を示すことが可能な計画を提示する必要があります。具体的な訓練基準は将来発行される官報の公示で指定される予定です。この具体的な基準によりスポンサーにはより明確になるはずですが、一部の企業には基準を満たすことが困難になるかもしれません。

現行のスポンサーシップ申請において特定の職務を複数申請する方法は変更される予定です。

### 指名認可における新たな基準

企業は、スポンサーする職務を指定する際に、申請者の身元を明らかにすることが必要になります。また、申請者の資格及び経験についても明記する必要がありますが、これは、その職務について指定される資格及び経験に見合ったものでなくてはなりません。本法により、企業は特定の職務に就く予定のビザ申請者を明らかにしないで認可を求めることができなくなります。

### 最低賃金水準の引き上げと市場相場への移行

2009 年 7 月 1 日現在、457 ビザ保有者の最低賃金水準(MSL)は 4.1%引き上げられました。MSL の引き上げは、457 ビザ申請予定者並びに現在 457 ビザ保有者全員に適用されます。

大半の職業において、情報技術(IT)職の MSL は現在年間 45,220 豪ドルと 61,920 豪ドル(それぞれ約 36,000 米ドルと約 49,000 米ドル)に設定されています(週 38 時間を基準とする)。

「サブクラス 457 ビザ保有者の雇用条件が、同様の業務に就労するオーストラリアの国民または永住者の雇用条件よりも不利にならないようにする」という新たな義務の一環として、2009 年 9 月 14 日より、市場相場の賃金を支払わなくてはならないという要件が導入されます。その具体的な導入方法については、官報で指定される予定です。

スポンサーの大半にとって、海外労働者をスポンサーするための実際の費用が増加する可能性は低いという点では朗報といえます。

## 次のステップ

上記の義務には報告義務の大幅な拡大が含まれ、スポンサーが負担する必要のある具体的な費用がより明確に規定されていますが、スポンサーの大半にとって、海外労働者をスポンサーするための実際の費用が増加する可能性は低いという点では朗報といえます。

公共医療費負担義務の廃止により、特に現在スポンサー対象となる従業員について民間健康保険費用を負担している企業にとってのスポンサー関連費用合計は減る可能性があります。スポンサーは、2009年9月14日以降も457ビザ保有者のために引き続き健康保険を支給し続けるか、あるいは段階的に廃止するかについて検討する必要があります。

企業は、9月14日の開始日までの間に、拡大された報告義務について慎重に検討し、新規則遵守に向けて、社内の記録保存体制を変更する必要があります。これには、以前には必要とされなかった部署（例えば、取締役の変更通知を行う法務部など）との連携が含まれる可能性があります。

新たな規則に基づいてスポンサーシップあるいはノミネーション申請を提出する際に企業は、新たな適格基準を明確に把握する必要があります。同法の規定は、誤りに対する許容範囲は極めて狭いものとなっています。

企業はまた、人事、給与、財務の各チームが新たなMSLを認識していることと、現在及び将来の457ビザ保有者全員による遵守を確認することも必要です。



**Adelaide**

Ernst & Young Building  
121 King William Street  
Adelaide SA 5000  
Tel: +61 8 8417 1600  
Fax: +61 8 8417 1775

**Brisbane**

1 Eagle Street  
Brisbane QLD 4000  
Tel: +61 7 3011 3333  
Fax: +61 7 3011 3100

**Canberra**

Ernst & Young House  
51 Allara Street  
Canberra ACT 2600  
Tel: +61 2 6267 3888  
Fax: +61 2 6246 1500

**Gold Coast**

12-14 Marine Parade  
Southport QLD 4215  
Tel: +61 7 5571 3000  
Fax: +61 7 5571 3033

**Melbourne**

Ernst & Young Building  
8 Exhibition Street  
Melbourne VIC 3000  
Tel: +61 3 9288 8000  
Fax: +61 3 8650 7777

**Perth**

Ernst & Young Building  
11 Mounts Bay Road  
Perth WA 6000  
Tel: +61 8 9429 2222  
Fax: +61 8 9429 2436

**Sydney**

Ernst & Young Centre  
680 George Street  
Sydney NSW 2000  
Tel: +61 2 9248 5555  
Fax: +61 2 9248 5959

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

**About Ernst & Young**

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information,  
please visit [www.ey.com/au](http://www.ey.com/au)

© 2009 Ernst & Young Australia.

This communication provides general information which is current as at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.